

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

法制定の闘いについては、水平社創立 100 年弱の歴史において、最大の成果としてあげられるのは、やはり 1969 年に制定された同和対策事業特別措置法であろう。この法の目的に掲げられたのは「住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与すること」であった。33 年にわたる事業法により、我々の生活は確かに一定の向上をみることはできたが、残念ながら、社会の側の意識を変え、社会的障壁を取り除くには至っていない。2016 年末に制定された「部落差別解消推進法」はそのことを物語っているのだ。社会を変える、関係性を変える、その闘いは、「人権」という普遍的な視点での他の被差別課題と連帯しながら、教育、条例制定等、息の長い闘いとして展開される必要がある。

狭山再審闘争は、事件の発生、石川さんの不当逮捕から 57 年が経過した。石川さんは今年で 81 歳になり、第 3 次再審闘争を全力で闘っている。脅迫状の筆跡鑑定、万年筆のインク分析等、科学的に明らかにされた無実、「自白」の強要と偏向がもたらす冤罪の恐ろしさは白日の下にさらされている。全証拋開示と事実調べという、あと一步の東京高裁の決断を引き出すため力を振り絞り、石川さんの無罪を勝ち取ろう。

差別を許さない真摯な闘いとして、京都市に対して「差別事象の情報開示請求」を引き続きおこなっていく。このことは、部局の縦割りを横断して、行政における差別事象の把握にも貢献する行為となっている。京都市は京都府、法務局との連携のもとインターネット上のモニタリングもなされているが、差別する側の知識がいかに偏見によってゆがんでいるのが明らかになる。年に 1 回程度の開示請求を半年に 1 度の頻度で行っていく。中央が取り組む鳥取ループ・示現社による「全国部落調査」復刻版事件の裁判闘争を共に闘い、ネット上の差別削除、人権救済の要請に取り組もう。

自由な往来が制限され、不安と閉塞感におおわれた現在だからこそ、人間解放としての部落解放運動は求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して闘うことを確認し、ここに決議する。

2020年9月29日

2020年部落解放同盟京都市協議会定期総会